

国立国会図書館請負工事検査技術基準

(平成 14 年 9 月 2 日国図管第 102 号)

改正 平成 24 年 3 月 30 日国図管 1203304 号

1 目的

この技術基準は、国立国会図書館請負工事監督検査事務処理要領（平成 14 年国図管第 100 号）14 に基づき、国立国会図書館の発注する工事の請負契約に係る検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

2 検査の内容

- (1) 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約書及び設計図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。
- (2) 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済（完済を含む。）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

3 工事实施状況の検査

工事实施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種記録（写真・電子媒体による記録を含む。以下「各種の記録」という。）と、契約書及び設計図書とを対比し、別表に掲げる事項に留意して行うものとする。

4 出来形の検査

出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し行うものとする。この場合において、外部からの観察、出来形図及び写真等により当該出来形の適否を判断することが困難と認めるときは、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

5 品質の検査

品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し行うものとする。この場合において、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料及び写真等により当該品質の適否を判断することが困難と認めるときは、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

6 出来ばえの検査

出来ばえの検査は、全般的な仕上がり状態を勘案し、通り、形状、配置及び関連工事（密接に係る別契約の工事をいう。別表において同じ）との調和等について、目視、観察等により行うものとする。

附 則

この基準は、平成 14 年 9 月 2 日から施行し、同年 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日国函管 1203304 号）

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表

工事の実施状況の検査留意事項

項 目	関 係 書 類	内 容
1 契約書等の履行状況	契約書、設計図書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況、その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2 工事施工状況	施工計画書 工事打合せ簿 その他関係書類	施工方法 関連工事（注）との調整 現場管理状況
3 工程管理	実施工程表 工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4 安全管理	契約書 設計図書 工事打合せ簿	安全管理状況及び措置内容 関係法令の遵守状況
5 施工体制	施工計画書 施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

注) 関連工事とは、密接に関係する別契約の工事をいう。